

蒲郡市児童発達支援センター虐待防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市児童発達支援センター（以下「センター」という。）において、利用者の安全と人権保護の観点から、支援の質の向上を図り適切な支援を実施し、及び虐待の防止に努めることを目的とし、蒲郡市児童発達支援センター虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議するものとする。

- (1) 虐待の防止に関する事項
- (2) 身体拘束等の適正化に関する事項
- (3) 前2号に係るセンターの職員に対する研修の実施に関する事項
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 センター長
- (2) 委員
 - ア 管理者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第7条に規定する管理者をいう。）
 - イ 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。）
 - ウ クラス担任
 - エ その他市長が必要と認める者

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、年に1回以上開催する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の責務)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関する検討及び協議の結果について、センターの職員に対して、周知徹底を図るものとする。

2 委員会は、関係機関と連携して、センターの職員その他の福祉サービスに従事する者及び市民に対して、研修を協同で開催する等により支援の技術の獲得及びその質の向上を図り、もって虐待のない環境づくりに資するよう努めなければならない。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長又は委員会の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。